千葉市初任者研修実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、千葉市立小学校及び中学校(以下「市立学校」という。)の新任教員(以下「初任者」という。)に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、教員の職務の遂行に必要な事項に関する一年間の実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。(対象者)

第2条 初任者研修の対象となる初任者は、別表のとおりとする。

(研修内容)

- 第3条 初任者研修は、別途、教育委員会が各年度に定める千葉市初任者研修実施要項(以下「実施要項」という。)に基づき実施するものとする。
- 2 初任者研修は、教員としての基礎的素養や実務に係る能力を身につけるため、校内における 実践的内容を含む研修(以下「校内研修」という。)及び校外における研修(以下「校外研修」と いう。)を実施する。

(年間研修計画)

- 第4条 教育委員会は、校内研修及び校外研修の実施に関し、年間研修計画を作成する。
- 2 教育委員会は、研修の進展に応じて、年間研修計画について、適時必要な改善を行うことができるものとする。

(年間指導計画)

第5条 初任者の所属する市立学校の長(以下「校長」という。)は、前条第1項に規定する年間 研修計画に基づき、校内組織や地域の状況等学校の実情に配慮し、当該学校における年間指導 計画を策定するものとする。

(指導報告)

第6条 校長は、前条に規定する年間指導計画に基づく校内研修を実施した後、当該研修について指導報告書を作成するものとする。

(年間指導計画書等の提出)

第7条 校長は、第5条に基づく年間指導計画書及び前条に規定する指導報告書を作成し、教育 委員会に提出するものとする。

(指導教員の任命)

第8条 教育委員会は、初任者研修を円滑に実施するため、普段拠点となる学校の指導教員及び 校内における指導教員(以下「指導教員」という。)を任命する。

(校内体制)

- 第9条 校長は、初任者研修を円滑に実施するための校内体制の確立に努めるものとする。 (会計年度任用職員の任用)
- 第10条 教育委員会は、初任者研修を実施する市立学校において、必要に応じ非常勤の教員(以下「会計年度任用職員」という。)を任用することができる。
- 2 前項の規定により任用した会計年度任用職員の取扱い等については、教育委員会が別に定める。

(実施協議会及び校長等連絡協議会)

- 第 11 条 初任者研修を円滑かつ効果的に実施するため、実施協議会、並びに校長及び指導教員 等により構成される連絡協議会(以下「校長等連絡協議会」とする。)を開催するものとする。 (雑則)
- 第12条 この要綱及び実施要項で定めるものの他、必要な事項は教育委員会が定める。

附則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

教育公務員特例法第12条により条件附採用期間が1年とされる公立の小学校の教諭等の範囲は、同法第23条の規定により初任者研修の対象となる公立の小学校等の範囲とは、必ずしも一致しない。

対象	初任者研修
① 公務員として採用された当初に市立学校の教諭、助教諭及び講 (以下「教諭等」という。)となった場合	
② 他の職種の公務員が、市立学校の教諭等となった場合	0
③ 教諭等として国立、公立又は私立の小学校又は中学校において引続き一年を超える期間を勤務した経験を有する者が、市立学校の 諭となった場合	
④ 臨時的に任用された市立学校の教諭等	×
⑤ 期限付で任用された市立学校教諭等	×

(注) ○ : 対象となること

△ : 任命権者の判断により対象外となること

× : 対象外となること